

### 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 株式会社大萩造園  
 法人番号: 4021001011567  
 住 所: 神奈川県相模原市中央区富士見6-15-19
2. 指名停止措置期間: 令和6年5月15日から令和6年6月14日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: 本院及び関東地方測量部管内
4. 事実概要:

当該業者の資材置場内において、当該業者の業務に関し、法定除外の事由がないにもかかわらず、産業廃棄物である木くず約94キログラムを焼却したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和5年11月21日、小田原簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社大萩造園の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

措 置 要 領	期 間
1～14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
 国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 落合 昇 電話 029-864-4385 (直通)  
 総務部契約管理官 澤 畠 庄 志 電話 029-864-6870 (直通)